

令和6年第4回定例会議案上程案件

1	第88号議案 品川区公契約条例	--- P. 2
2	第92号議案 中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約 の変更について	--- P. 10
3	第93号議案 西五反田公園改修工事請負契約の変更について	--- P. 13
4	第94号議案 勝島地区雨水管整備工事請負契約	--- P. 15
5	第95号議案 第二戸越幹線整備工事(北品川特殊人孔等整備)請負契約の変更 について	--- P. 19
6	第98号議案 教師用指導書他の買入れの追認について	--- P. 21
7	第99号議案 教師用指導書他の買入れの追認について	--- P. 23
8	報告第30号 専決処分の報告について(中原保育園および中原児童センター改築 機械設備工事請負契約の変更)	--- P. 25
9	報告第31号 専決処分の報告について(荏原保健センター等複合施設大規模改修 工事請負契約の変更)	--- P. 27
10	報告第32号 専決処分の報告について(荏原保健センター等複合施設大規模改修 機械設備工事請負契約の変更)	--- P. 29
11	報告第33号 専決処分の報告について(荏原保健センター等複合施設大規模改修 電気設備工事請負契約の変更)	--- P. 31
12	報告第36号 専決処分の報告について(第四日野小学校校舎改築その他工事請負 契約の変更)	--- P. 34
13	報告第37号 専決処分の報告について(浜川中学校校舎改築その他工事請負契約 の変更)	--- P. 36
14	報告第38号 専決処分の報告について(城南第二小学校改築工事請負契約の変更)	--- P. 38

## 第88号議案 品川区公契約条例

### 1 品川区公契約条例の目的

- (1) 入札等の適正化および労働環境の整備を推進し、区の締結する契約の適正履行や良質な品質の確保を図る。
- (2) 「誰一人取り残さない」SDGsの理念を踏まえ、賃金をはじめとした労働環境の確保を図ることで、区民のウェルビーイングの向上につなげる。

### 2 これまでの取り組み

- (1) 「品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」制定（平成31年）

### 3 条例の検討

- (1) 検討組織  
品川区公契約条例に関する検討委員会（令和6年8～10月、3回）  
学識経験者3人、労働者団体関係者2人、事業者団体関係者2人
- (2) 検討事項
  - ア 条例のタイプ（賃金条項型）について
  - イ 労働報酬下限額について
  - ウ 対象契約について
  - エ 労働環境確保策について

### 4 品川区公契約条例の概要

- (1) 基本方針（第3条関係）
  - ア 契約手続きの透明性確保、公正な競争の促進
  - イ 談合等不正行為の排除
  - ウ 適正な労働条件の確保
  - エ 持続可能な社会の実現に資する取組みを行う事業者の受注機会の確保 等

(2) 適用される公契約の範囲（第6条関係）

ア 工事または製造請負契約 1億8千万円以上の契約

イ ア以外の請負契約および業務委託契約 2千万円以上の契約であって、規則で定めるもの

ウ 指定管理協定 規則で定める指定管理協定

(3) 労働報酬下限額（第7条、第8条関係）

ア 受注者（下請事業者等を含む。）が対象となる公契約に専ら従事する労働者等に対し、区長が定める「労働報酬下限額」以上の報酬を支払うことについて、契約に盛り込むことを定める。

イ 労働報酬下限額の算出基準は、「品川区公契約審議会」の意見を聴いて定める。

(4) 労働環境の確保（第10条～第12条関係）

ア 労働者からの申出

イ 事業者からの報告、区の立入調査

ウ 是正の求め

(5) 品川区公契約審議会の設置（第14条関係）

ア 労働報酬下限額、算出基準その他の公契約に関し必要な事項を調査審議するための附属機関を設置する。

イ 品川区公契約審議会は、学識経験者3人以内、労働者団体関係者2人以内、事業者団体関係者2人以内で構成する。

(6) 施行日

令和7年4月1日

ただし、労働報酬下限額に係る規定等については、令和8年4月1日以後に締結する公契約について適用する。

(7) 付則による条例の一部改正

品川区公契約審議会の委員の報酬日額を定めるため、「品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」の一部改正を行う。

（品川区公契約審議会の報酬日額）

ア 会長 23,000円

イ 委員 20,000円

## 品川区公契約条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、品川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針ならびに区および受注者の責務を定め、公契約に係る入札、契約等の適正化および労働者等の適正な労働環境の整備を推進することにより、公契約の適正な履行および良好な品質の確保を図り、もって持続可能な社会の実現、地域経済の活性化および区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約および地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
  - ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、受注者またはアに掲げる者に次号アに掲げる者を派遣する者
- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 受注者または受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者および家事使用人を除く。）
  - イ 受注者または受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- (5) 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。
  - ア 前号アに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
  - イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

### （基本方針）

第3条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 受注者において労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備をさせること。
- (4) 区内の事業者および持続可能な社会の実現に資する取組を行う事業者の受注の機会を確保するよう努めること。

(5) 公契約の適正な履行および品質の確保を図り、良質な区民サービスの提供に寄与すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

(1) 工事または製造の請負契約でその予定価格が1件1億8,000万円以上のもの

(2) 工事または製造以外の請負契約および業務委託契約のうち、その予定価格が1件2,000万円以上のものであって、規則で定めるもの

(3) 規則で定める指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が次に掲げる者である場合については、適用しない。

(1) 国または他の地方公共団体

(2) 他に競争相手がないことを理由として随意契約により区と公契約を締結した者

(3) 前2号に掲げる者のほか、区長が認めるもの

(労働報酬下限額)

第7条 区は、公契約において、受注者および受注関係者が労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条第1項において同じ。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第1項第2号および第3号に掲げる公契約にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間または出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の算出基準等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を算出するための基準（以下「算出基準」という。）を定めるものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省および国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- (2) 第6条第1項第2号または第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第5条第1項第1号イに規定する行政職給料表（二）に定める額等

2 区長は、算出基準を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の品川区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、算出基準に基づき労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

（公契約において約定する事項）

第9条 区は、公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。

（労働者等の申出）

第10条 労働者等（労働者等であった者を含む。以下この条、次条第1項ならびに別表4の項および7の項において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合または支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者または受注関係者（当該労働者等を雇用し、または当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対し、その事実を申し出ることができる。

（報告および立入調査）

第11条 区長は、前条の規定による申出があったときまたはこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者もしくは受注関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に受注者もしくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問（以下これらを「立入調査」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（是正の求め）

第12条 区長は、前条第1項の報告または立入調査の結果、受注者または受注関係者が第7条第1項または第9条の規定により公契約において約定する事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

（公表）

第13条 区長は、別表10の項に定めるところにより、公契約の解除（指定管理協

定に係る指定管理者の指定の取消しまたは管理の業務の全部もしくは一部の停止を含む。同項において同じ。)をした場合は、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該受注者または受注関係者の氏名および住所（これらの者が法人である場合にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- (2) 解除をした公契約の件名
- (3) 解除の原因となった違反の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、前項の規定により公表を行おうとする場合は、当該受注者または受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(品川区公契約審議会)

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、品川区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、労働報酬下限額、算出基準その他の公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 契約、労働環境等に係る識見を有する者 3人以内
- (2) 事業者団体関係者 2人以内
- (3) 労働者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第13条までおよび別表の規定は、令和8年4月1日以後に締結する公契約について、適用する。

(品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表品川区財産価格審議会の項の次に次のように加える。

品川区公契約審議会	会長	23,000円
	委員	20,000円

別表（第9条、第10条、第13条関係）

事項	定める内容
1 労働関係法令の遵守に関する事項	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件に関する事項	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約または委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定ならびに当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないときまたは受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額またはその差額に相当する額を支払うものとする。
5 区長への報告に関する事項	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等への周知に関する事項	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、またはこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益取扱いの禁止等に関する事項	受注者および受注関係者は、第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

8 報告および立入調査に関する事項	受注者および受注関係者は、第11条第1項の規定による報告の求めおよび立入調査に応じ、協力をしなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正等に関する事項	受注者および受注関係者は、第12条の規定による是正の求めを受けた際は、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告をしなければならないこと。
10 公契約の解除に関する事項	<p>区は、次のいずれかに該当する場合は、当該公契約の解除をすることができること。この場合において、区は、当該公契約の解除により受注者または受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。</p> <p>(1) 受注者または受注関係者が第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、または虚偽の報告を行った場合</p> <p>(2) 受注者または受注関係者が立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または立入調査に虚偽の回答を行った場合</p> <p>(3) 第12条の規定による是正の求めに応じず、または是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合</p>
11 受注者の損害賠償責任に関する事項	受注者は、区が10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合において、当該解除により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 公契約の解除に係る違約金に関する事項	区は、10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
13 受注者と受注関係者との契約締結に関する事項	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者が当該受注者の遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

令和6年 第4回定例会 第92号議案

件名	中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更について		
当初の契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	290,444,110円 (14,344,110円増)
契約の相手方	東京都品川区東五反田一丁目7番6号藤和東五反田ビル4階 マスミ・大雄建設共同企業体 代表者 株式会社マスミ電設 代表取締役 渡部 弘太郎		
支出科目	(年度) 令和5年度 (会計) 一般会計 (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 他 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和6・7年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和7年7月31日(変更なし) 2. 契約金額 276,100,000円→290,444,110円(14,344,110円増) 3. 変更内容 インフレスライド条項による変更		

# 中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事請負契約の変更について

## 概要書

1. 工 事 件 名 中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事
2. 工 事 場 所 品川区小山1-4-1
3. 工 期 (変更なし)  
令和7年7月31日
4. 建築物概要 (変更なし)
  - ・規 模  
敷地面積 : 750.15m<sup>2</sup> 建築面積 : 521.17m<sup>2</sup>  
延床面積 : 1,768.27m<sup>2</sup> 建物高さ : 18.99m  
階 数 : 地上5階
  - ・構 造  
構 造 : 鉄骨造 杭・基礎 : 杭基礎(既成杭)
  - ・環境性能  
太陽光発電設備  
屋上設置 : 410W×15枚(6.15kW)  
手すり設置 : 250W×49枚(12.25kW)  
蓄電設備 : 9.8kWh  
ZEB Ready認証取得
  - ・空調設備  
空調方式 : 個別空調方式 熱 源 : 電気
  - ・衛生設備  
給 水 : 直結直圧方式 給 湯 : 局所給湯方式
  - ・電気設備  
受電方式 : 高圧受電方式
  - ・昇 降 機 : ロープ式 1基 11人乗り
5. 工 事 概 要 (変更なし)
  - ・電灯設備
  - ・太陽光発電設備
  - ・拡声設備
  - ・監視カメラ設備
  - ・昇降機設備
  - ・動力設備
  - ・構内情報通信網設備
  - ・インターホン設備
  - ・自動火災報知設備
  - ・受変電設備
  - ・構内交換設備
  - ・テレビ共同受信設備
  - ・トイレ呼出設備
6. 変 更 概 要 工期内の賃金又は物価の急激な変動に対応するため、インフレスライド条項(工事請負契約条項第25条第6項)を適用する。

(変更金額)

[当初] 2億7,610万0,000円(令和5年7月11日契約)

[今回変更] 2億9,044万4,110円

→当初から 1,434万4,110円の増額(約5.2%増)

## 7. 関連別途工事

中原保育園および中原児童センター改築工事

中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事

令和6年 第4回定例会 第93号議案

件名	西五反田公園改修工事請負契約の変更について		
当初の契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	297,289,300円 (13,920,500円増)
契約の相手方	東京都品川区西五反田五丁目21番18号大井ビル202号室 東急グリーン・日緑建設共同企業体 代表者 東急グリーンシステム株式会社東京営業所 所長 藤本 隆		
支出科目	(年度) 令和5年度 (会計) 一般会計 (款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園管理費 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和6年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和7年2月28日(変更なし) 2. 契約金額 283,368,800円→297,289,300円(13,920,500円増) 3. 変更内容 別紙概要書のとおり		

# 西五反田公園改修工事 請負契約の変更について

## 概 要 書

1. 工事件名 西五反田公園改修工事
2. 工事場所 品川区西五反田五丁目6番4号
3. 工 期 令和7年2月28日（変更なし）
4. 工事概要
  - ・遊具等の改修
  - ・便所の改築
  - ・水飲み等のバリアフリー化
5. 変更概要
  - 〈主な変更内容〉
    - (1) 舗装復旧面積の変更
    - (2) バリアフリー施設、休憩施設の追加
    - (3) インフレスライド条項の適用
  - 〈変更金額〉
    - 〔当 初〕 2億7,662万3,380円（令和5年10月24日契約）
    - 〔第1回変更〕 2億8,336万8,800円（令和6年4月22日専決）
    - 〔今回変更〕 2億9,728万9,300円
      - 当初比で2,066万5920円の増額（約7.47%増）
      - 第1回変更比で1,392万円500円の増額（約4.91%増）

令和6年 第4回定例会 第94号議案

件名	勝島地区雨水管整備工事請負契約		
契約方法	制限付き一般競争入札	契約金額	583,330,000円
契約の相手方	東京都品川区大崎一丁目6番3号 新井・沼田土建建設共同企業体 代表者 株式会社新井組東京支店 執行役員支店長 森谷 敏朗		
支出科目	(年度) 令和6年度      (会計) 一般会計      (款) 土木費 (項) 河川費              (目) 河川下水道費      (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費      (細々節) 普通建設      令和7・8年度債務負担行為		
工事の概要	1. 工期      令和8年7月21日 2. 工事場所      品川区勝島二丁目付近 3. 工事内容      別紙概要書のとおり		

## 勝島地区雨水管整備工事

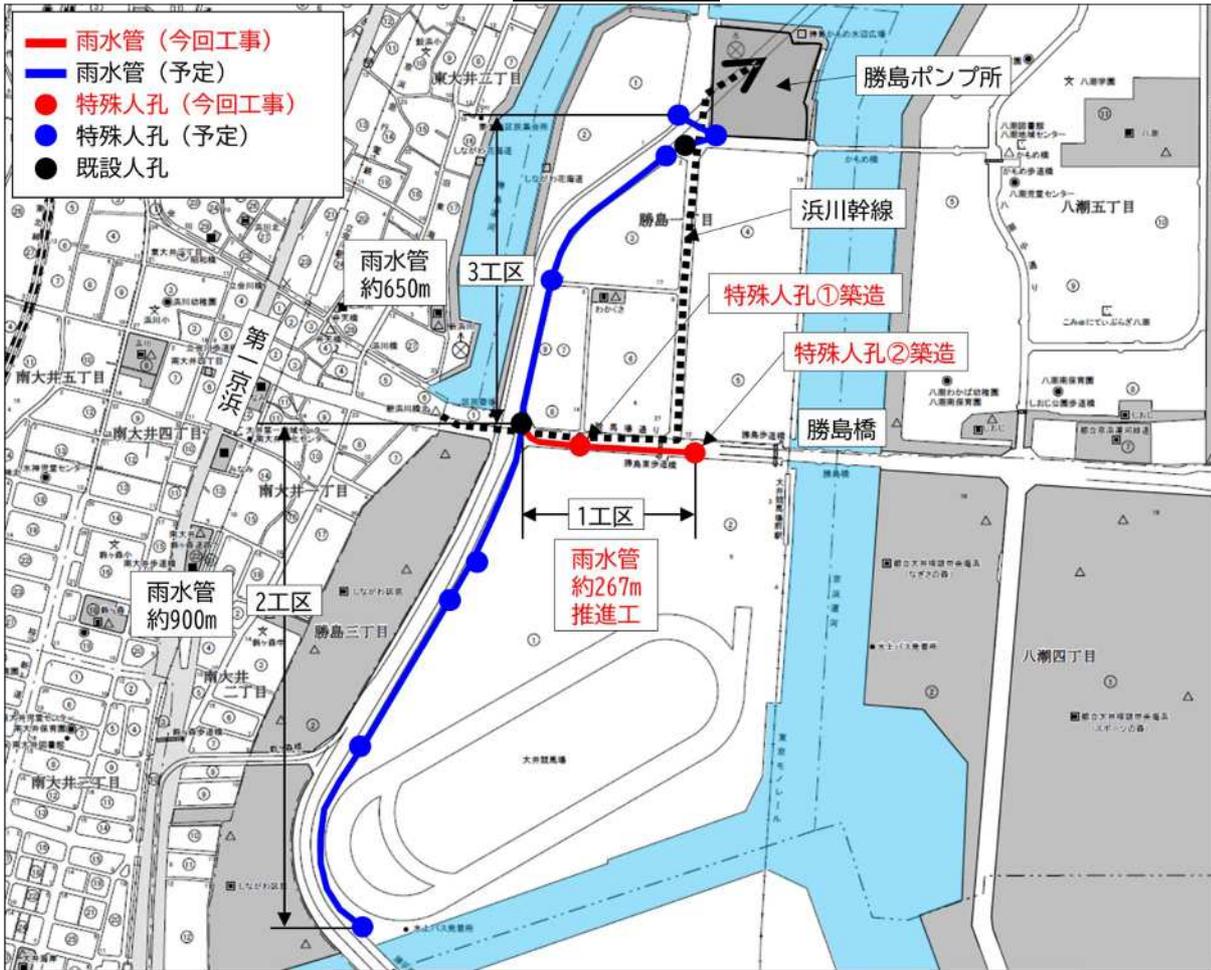
予定価格(税込) ¥583,341,000

番号	会社名 代表者	所在地	資本金	入札金額	
				1回目	
1	新井・沼田土建建設共同企業体 株式会社新井組東京支店 執行役員支店長 森谷 敏朗	品川区	500,000,000円	583,330,000円	落札
	沼田土建株式会社東京支店 東京支店長 山中 猛	品川区	49,000,000円		
2	福田・日本ノーディッグ建設共同企業体 株式会社福田組東京本店 取締役常務執行役員本店長 大塚 進一	千代田区	5,158,408,000円		辞退
	日本ノーディッグテクノロジー株式会社 代表取締役 山田 直樹	品川区	60,000,000円		
3	佐藤・大旺新洋建設共同企業体 佐藤工業株式会社東京支店 常務執行役員支店長 三澤 早登志	中央区	3,000,000,000円		辞退
	大旺新洋株式会社東京土木支店 取締役支店長 高野 浩司	品川区	479,000,000円		

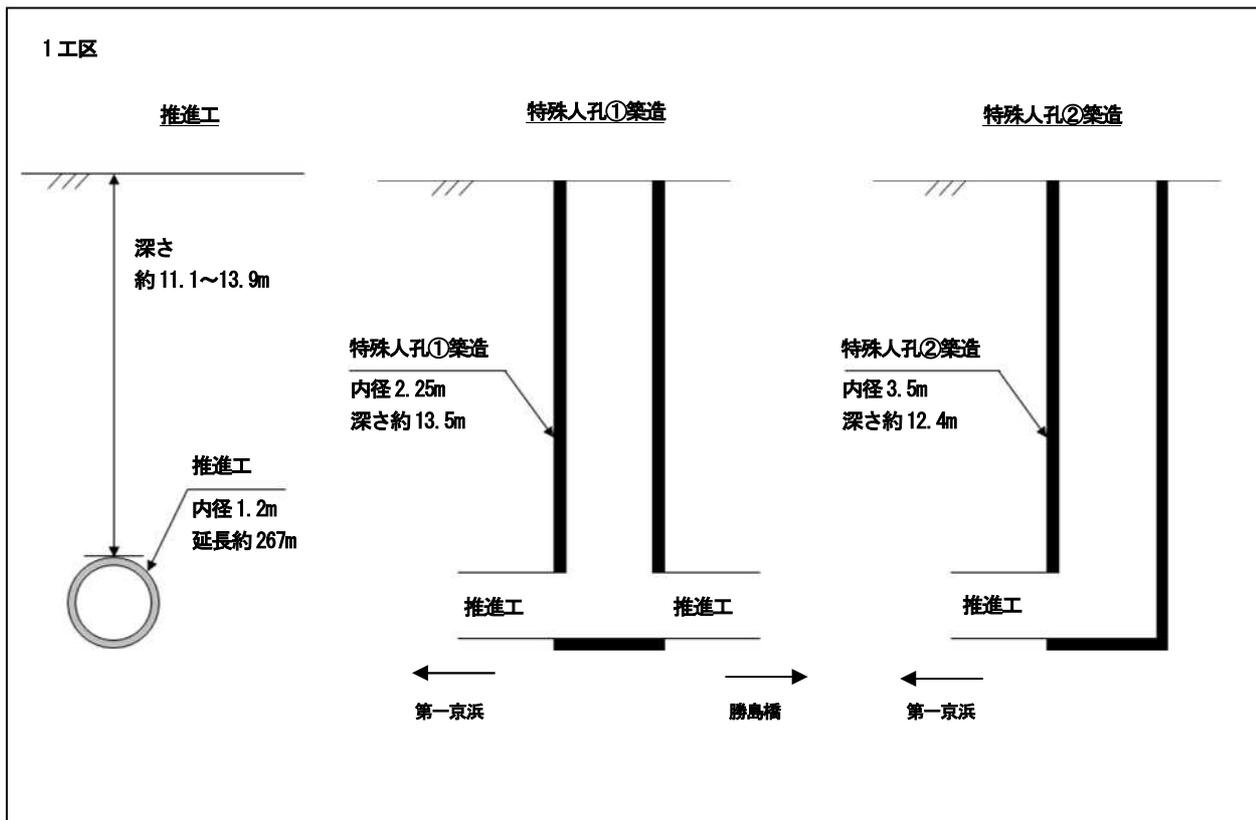
[参考] 辞退理由: 2 配置予定技術者の配置が困難になったため。  
3 積算価格が予定価格を超過したため。



# 案内図



# 断面略図



令和6年 第4回定例会 第95号議案

件名	第二戸越幹線整備工事(北品川特殊人孔等整備)請負契約の変更について		
当初の契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	924,847,000円 (192,357,000円増)
契約の相手方	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大成・鈴木建設共同企業体 代表者 大成建設株式会社東京支店 常務執行役員支店長 中村 有孝		
支出科目	(年度) 令和4年度 (会計) 一般会計 (款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川下水道費 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和5~7年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和7年7月31日(延長104日) 2. 契約金額 732,490,000円→924,847,000円(192,357,000円増) 3. 変更内容 別紙概要書のとおり		

## 第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）請負契約の変更について

### 概要書

1. 工事件名 第二戸越幹線整備工事（北品川特殊人孔等整備）
2. 工事場所 品川区北品川三丁目付近
3. 工期 (変更前) 令和7年2月28日  
(変更後) 令和7年7月31日（延長104日）
4. 変更概要
  - (1) 管きょ工（開削）〈呼び径（内法）2500 mm×2000 mm 2連〉  
既設護岸改造方法の変更  
補助地盤改良工の数量変更  
建設発生土処分先の変更
  - (2) SNo.2 特殊人孔工  
コンクリートの種類の変更
  - (3) 仮設工（特殊人孔）  
仮締切方法の変更  
交通管理工の数量変更
  - (4) 管きょ工〈仕上がり内径 3500 mm〉  
二次覆工延長の変更
  - (5) 仮設工（二次覆工）  
仮設備工の追加  
交通管理工の数量変更
  - (6) 共通仮設費  
運搬費の変更  
事業損失防止費の追加
  - (7) その他  
インフレスライド条項の適用
  - (8) 工期の変更  
契約工期の延伸（104日間）

#### 〈変更金額〉

- [当初] 7億3,249万円（令和5年1月12日契約）  
[今回変更] 9億2,484万7,000円  
→当初から1億9,235万7,000円の増額（約26.2%増）

令和6年 第4回定例会 第98号議案

件名	教師用指導書他の買入れの追認について		
契約方法	随意契約	契約金額	41,557,719円
契約の相手方	東京都大田区南千束一丁目12番4号 東京教科書供給株式会社 代表取締役社長 松枝 寛		
支出科目	(年度) 平成27年度 (会計) 一般会計 (款) 教育費 (項) 学校教育費 (目) 学校管理費 (節) 需用費 (細節) 一般需用費 (細々節) 一般需用費		
契約の概要	1. 契約日等 契約日:平成27年4月9日 納期:同月30日 2. 納品場所 区指定場所 3. 買入内容 別紙概要書のとおり		

# 教師用指導書他の買入れの追認について

## 概要書

### 1 追認を求める理由

「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定に基づき、契約の予定価格1件4,000万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て行うべきところ、これを経ずに平成27年度に動産の買入れを行っていたため。

### 2 買入物品

教師用指導書他

### 3 買入理由

平成27年度における小学校教師用の指導書および教科書を買入れる。

### 4 製品選定経過

品川区教育委員会で採択された教科書および当該教科書に係る教師用の指導書を選定した。

### 5 買入価格

41,557,719円

(内訳) 一般需用費 41,557,719円

### 6 買入品目

教師用指導書 2,900冊

教師用教科書 4,374冊

令和6年 第4回定例会 第99号議案

件名	教師用指導書他の買入れの追認について		
契約方法	随意契約	契約金額	63,746,850円
契約の相手方	東京都大田区南千束一丁目12番4号 東京教科書供給株式会社 代表取締役社長 松枝 寛		
支出科目	(年度) 令和2年度      (会計) 一般会計      (款) 教育費 (項) 学校教育費      (目) 学校管理費      (節) 需用費 (細節) 一般需用費      (細々節) 一般需用費		
契約の概要	1. 契約日等      契約日:令和2年4月1日    納期:同月30日 2. 納品場所      区指定場所 3. 買入内容      別紙概要書のとおり		

# 教師用指導書他の買入れの追認について

## 概要書

### 1 追認を求める理由

「議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定に基づき、契約の予定価格1件4,000万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て行うべきところ、これを経ずに令和2年度に動産の買入れを行っていたため。

### 2 買入物品

教師用指導書他

### 3 買入理由

令和2年度における小学校教師用の指導書および教科書を買入れる。

### 4 製品選定経過

品川区教育委員会で採択された教科書および当該教科書に係る教師用の指導書を選定した。

### 5 買入価格

63,746,850円

(内訳) 一般需用費 63,746,850円

### 6 買入品目

教師用指導書 3,633冊

教師用教科書 7,067冊

令和6年 第4回定例会 報告第30号

件名	専決処分の報告について(中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更)		
当初の契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	230,274,110円 (10,274,110円増)
契約の相手方	東京都品川区大井一丁目49番10号 大成温・野田建設共同企業体 代表者 大成温調株式会社 代表取締役社長 水谷 憲一		
支出科目	(年度) 令和5年度 (会計) 一般会計 (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費 他 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和6・7年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和7年7月31日(変更なし) 2. 契約金額 220,000,000円→230,274,110円(10,274,110円増) 3. 変更内容 インフレスライド条項による変更		

# 中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事請負契約の変更について

## 概要書

1. 工 事 件 名 中原保育園および中原児童センター改築機械設備工事

2. 工 事 場 所 品川区小山1-4-1

3. 工 期 (変更なし)  
令和7年7月31日

4. 建築物概要 (変更なし)

- ・ 規 模  
敷地面積 : 750.15m<sup>2</sup> 建築面積 : 521.17m<sup>2</sup>  
延床面積 : 1,768.27m<sup>2</sup> 建物高さ : 18.99m  
階 数 : 地上5階
- ・ 構 造  
構 造 : 鉄骨造 杭・基礎 : 杭基礎(既成杭)
- ・ 環境性能  
太陽光発電設備  
屋上設置 : 410W×15枚(6.15kW)  
手すり設置 : 250W×49枚(12.25kW)  
蓄電設備 : 9.8kWh  
ZEB Ready認証取得
- ・ 空調設備  
空調方式 : 個別空調方式 熱 源 : 電気
- ・ 衛生設備  
給 水 : 直結直圧方式 給 湯 : 局所給湯方式
- ・ 電気設備  
受電方式 : 高圧受電方式
- ・ 昇 降 機 : ロープ式 1基 11人乗り

5. 工 事 概 要 (変更なし)

- ・空調設備工事
- ・換気機器・ダクト設備工事
- ・給水設備工事
- ・給湯設備工事
- ・排水設備工事
- ・衛生器具設備工事
- ・都市ガス設備工事
- ・地中熱設備工事

6. 変 更 概 要 工期内の賃金又は物価の急激な変動に対応するため、工事請負契約条項第25条第6項(インフレスライド条項)を適用する。

### 〈変更金額〉

[当 初] 2億2,000万円(令和5年7月11日契約)

[今回変更] 2億3,027万4,110円(令和6年10月24日専決)

→ 当初比で1,027万4,110円の増額(約4.67%増)

7. 関連別途工事

中原保育園および中原児童センター改築工事

中原保育園および中原児童センター改築電気設備工事

令和6年 第4回定例会 報告第31号

件名	専決処分の報告について (荏原保健センター等複合施設大規模改修工事請負契約の変更)		
当初の契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	2,808,891,470円 (3,891,470円増)
契約の相手方	東京都品川区二葉四丁目17番10号 法月・長谷川建設共同企業体 代表者 法月建設株式会社 代表取締役 法月 俊介		
支出科目	(年度) 令和5年度 (会計) 一般会計 (款) 民生費 他 (項) 社会福祉費 他 (目) 高齢者福祉費 他 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和6~8年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和8年4月30日(変更なし) 2. 契約金額 2,805,000,000円→2,808,891,470円(3,891,470円増) 3. 変更内容 インフレスライド条項による変更		

# 荏原保健センター等複合施設大規模改修工事請負契約の変更について

## 概要書

1. 工 事 件 名 荏原保健センター等複合施設大規模改修工事
2. 工 事 場 所 品川区荏原2-9-6
3. 工 期 (変更なし)  
令和8年4月30日
4. 建築物概要
  - ・ 規 模  
敷地面積 : 4,031.93m<sup>2</sup> 建築面積 : 3,159.25m<sup>2</sup>  
延べ面積 : 14,929.00m<sup>2</sup> 建物高さ : 28.85m  
階 数 : 地上7階/地下1階
  - ・ 構 造  
構 造 : 鉄筋コンクリート造 杭・基礎 : 直接基礎(一部杭基礎)
  - ・ 建 設 年  
建 設 年 : 平成9年2月
  - ・ 環境性能  
太陽光発電設備:更新前:3kW 更新後:7.5kW(増3.5kW)
  - ・ 空調設備  
空調方式 : 中央熱源式
  - ・ 衛生設備  
給 水 : 受水槽方式
  - ・ 電気設備  
受電方式 : 高圧受電方式
  - ・ 昇 降 機 : (特養)乗用、人荷用、寝台用、小荷物用 各1台  
(保健所)乗用 1台
5. 工 事 概 要 (変更なし)
  - ・ 建 築 物
    - ・ 内装改修工事
    - ・ 区管理部分(1~4階)の外壁改修工事
    - ・ 区管理部分(5階屋上部分)の防水改修工事
  - ・ 外 構
    - ・ フェンス、側溝、樹木等撤去・新設工事等
6. 変 更 概 要 工期内の賃金又は物価の急激な変動に対応するため、工事請負契約条項第25条第6項(インフレスライド条項)を適用する。  
<変更金額>  
〔当 初〕 28億500万円(令和5年7月11日契約)  
〔今回変更〕 28億889万1,470円(令和6年10月24日専決)  
→ 当初比で389万1,470円の増額(約0.14%増)
7. 関連別途工事  
荏原保健センター等複合施設大規模改修電気設備工事  
荏原保健センター等複合施設大規模改修機械設備工事

令和6年 第4回定例会 報告第32号

件名	専決処分の報告について(荏原保健センター等複合施設大規模改修機械設備工事請負契約の変更)		
当初の契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	3,361,047,470円 (70,947,470円増)
契約の相手方	東京都品川区西五反田八丁目11番21号 太洋・東海管・オオサキ建設共同企業体 代表者 太洋テクニカ株式会社 代表取締役 二階堂 浩幸		
支出科目	(年度) 令和5年度 (会計) 一般会計 (款) 民生費 他 (項) 社会福祉費 他 (目) 高齢者福祉費 他 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和6~8年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和8年4月30日(変更なし) 2. 契約金額 3,290,100,000円→3,361,047,470円(70,947,470円増) 3. 変更内容 インフレスライド条項による変更		

# 荏原保健センター等複合施設大規模改修機械設備工事請負契約の変更について

## 概要書

1. 工 事 件 名 荏原保健センター等複合施設大規模改修機械設備工事
2. 工 事 場 所 品川区荏原2-9-6
3. 工 期 (変更なし)  
令和8年4月30日
4. 建築物概要
  - ・ 規 模  
敷地面積：4,031.93m<sup>2</sup> 建築面積：3,159.25m<sup>2</sup>  
延べ面積：14,929.00m<sup>2</sup> 建物高さ：28.85m  
階 数：地上7階/地下1階
  - ・ 構 造  
構 造：鉄筋コンクリート造 杭・基礎：直接基礎(一部杭基礎)
  - ・ 建 設 年  
建 設 年：平成9年2月
  - ・ 環境性能  
太陽光発電設備：更新前：3kW 更新後：7.5kW(増3.5kW)
  - ・ 空調設備  
空調方式：中央熱源式
  - ・ 衛生設備  
給 水：受水槽方式
  - ・ 電気設備  
受電方式：高圧受電方式
  - ・ 昇 降 機：(特養)乗用、人荷用、寝台用、小荷物用 各1台  
(保健所)乗用 1台
5. 工 事 概 要 (変更なし)
  - ・空調設備工事
  - ・換気設備工事
  - ・給水給湯設備工事
  - ・排水設備工事
  - ・衛生設備工事
  - ・都市ガス工事
  - ・消防設備工事
  - ・自動制御設備工事
6. 変 更 概 要 工期内の賃金又は物価の急激な変動に対応するため、工事請負契約条項第25条第6項(インフレスライド条項)を適用する。  
<変更金額>  
〔当 初〕 32億9,010万円(令和5年7月11日契約)  
〔今回変更〕 33億6,104万7,470円(令和6年10月24日専決)  
→ 当初比で7,094万7,470円の増額(約2.16%増)
7. 関連別途工事  
荏原保健センター等複合施設大規模改修工事  
荏原保健センター等複合施設大規模改修電気設備工事

令和6年 第4回定例会 報告第33号

件名	専決処分の報告について (荏原保健センター等複合施設大規模改修電気設備工事請負契約の変更)		
当初の契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	1,988,802,090円 (8,802,090円増)
契約の相手方	東京都品川区北品川一丁目9番2号 八千代・マスミ・コスモ建設共同企業体 代表者 八千代電設工業株式会社東京支店 支店長 嵩田 邦夫		
支出科目	(年度) 令和5年度 (会計) 一般会計 (款) 民生費 他 (項) 社会福祉費 他 (目) 高齢者福祉費 他 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和6~8年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和8年4月30日(変更なし) 2. 契約金額 1,980,000,000円→1,988,802,090円(8,802,090円増) 3. 変更内容 インフレスライド条項による変更		

# 荏原保健センター等複合施設大規模改修電気設備工事の変更について

## 概要書

1. 工 事 件 名 荏原保健センター等複合施設大規模改修電気設備工事
2. 工 事 場 所 品川区荏原2-9-6
3. 工 期 (変更なし)  
令和8年4月30日
4. 建築物概要
  - ・ 規 模  
敷地面積：4,031.93㎡ 建築面積：3,159.25㎡  
延べ面積：14,929.00㎡ 建物高さ：28.85m  
階 数：地上7階／地下1階
  - ・ 構 造  
構 造：鉄筋コンクリート造 杭・基礎：直接基礎(一部杭基礎)
  - ・ 建 設 年  
建 設 年：平成9年2月
  - ・ 環境性能  
太陽光発電設備：更新前：3kW 更新後：7.5kW(増3.5kW)
  - ・ 空調設備  
空調方式：中央熱源式
  - ・ 衛生設備  
給 水：受水槽方式
  - ・ 電気設備  
受電方式：高圧受電方式
  - ・ 昇 降 機：(特養)乗用、人荷用、寝台用、小荷物用 各1台  
(保健所)乗用 1台
5. 工 事 概 要 (変更なし)
  - ・電灯設備
  - ・動力設備
  - ・受変電設備
  - ・太陽光発電設備
  - ・拡声設備
  - ・構内交換設備
  - ・映像音響設備
  - ・電気錠設備
  - ・監視カメラ設備
  - ・ナースコール設備
  - ・テレビ共同受信設備
  - ・昇降機設備
  - ・誘導支援設備
  - ・防犯・入退室管理設備
  - ・火災報知設備
  - ・駐車場管制設備
  - ・構内情報通信網設備
  - ・その他

6. 変更概要 工期内の賃金又は物価の急激な変動に対応するため、工事請負契約条項第25条第6項(インフレスライド条項)を適用する。

〈変更金額〉

〔当初〕 19億8,000万円(令和5年7月11日契約)

〔今回変更〕 19億8,880万2,090円(令和6年10月24日専決)

→当初比で880万2,090円の増額(約0.44%増)

7. 関連別途工事

荏原保健センター等複合施設大規模改修工事

荏原保健センター等複合施設大規模改修機械設備工事

令和6年 第4回定例会 報告第36号

件名	専決処分の報告について (第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更)		
当初の 契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	5,664,527,000円 (34,837,000円増)
契約の相手方	東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号 東急・大洋・東建設共同企業体 代表者 東急建設株式会社東日本建築支店 執行役員支店長 安藝 実		
支出科目	(年度) 令和3年度 (会計) 一般会計 (款) 教育費 (項) 学校教育費 (目) 学校管理費 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和4~8年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和8年10月30日(変更なし) 2. 契約金額 5,629,690,000円→5,664,527,000円(34,837,000円増) 3. 変更内容 別紙概要書のとおり		

## 第四日野小学校校舎改築その他工事請負契約の変更について

### 概要書

1. 工事件名 第四日野小学校校舎改築その他工事
2. 工事場所 品川区西五反田4-29-9
3. 工 期 令和8年10月30日  
(変更なし)
4. 工事内容 【建物概要】  
(変更なし) 構 造 : 校舎棟 鉄骨造、倉庫棟 鉄筋コンクリート造  
階 数 : 校舎棟 地上5階、倉庫棟 平屋建て  
建築面積 : 3,265.84㎡  
延床面積 : 9,454.73㎡  
建物高さ : 25.80m
5. 変更概要 施工段階の精査による、仮グラウンドの仕様変更、アスベスト除去内容の変更、建設発生土の搬出先の変更、既存杭引抜数量の変更等について、設計内容を変更する。  
  
〈変更金額〉 [ 当 初 ] 54億2,960万円(令和3年7月14日契約)  
[ 第1回変更 ] 55億8,302万8千円(令和4年12月23日専決)  
[ 第2回変更 ] 56億2,969万円(令和5年6月28日専決)  
[ 今 回 変 更 ] 56億6,452万7千円(令和6年10月17日専決)  
→ 3,483万7千円の増額(約0.62%増)  
当初比で2億3,492万7千円の増額(約4.33%増)
6. 関連別途工事  
第四日野小学校校舎改築その他電気設備工事  
第四日野小学校校舎改築その他機械設備工事

令和6年 第4回定例会 報告第37号

件名	専決処分の報告について (浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更)		
当初の 契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	6,198,401,000円 (24,552,000円増)
契約の相手方	東京都中央区日本橋本町一丁目9番1号 鴻池・仲岡・東建設共同企業体 代表者 株式会社鴻池組東京本店 取締役専務執行役員本店長 鎌田 克明		
支出科目	(年度) 令和4年度 (会計) 一般会計 (款) 教育費 (項) 学校教育費 (目) 学校管理費 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和5~9年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和9年8月31日(変更なし) 2. 契約金額 6,173,849,000円→6,198,401,000円(24,552,000円増) 3. 変更内容 別紙概要書のとおり		

# 浜川中学校校舎改築その他工事請負契約の変更について

## 概要書

1. 工事件名 浜川中学校校舎改築その他工事
2. 工事場所 品川区東大井3-18-34
3. 工期 令和9年8月31日  
(変更なし)
4. 工事内容  
(変更なし)【新校舎建築工事】  
校舎、屋外倉庫、廃棄物保管庫、駐輪場の建設  
構 造 : 鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造  
階 数 : 地上6階  
敷地面積 : 8,229.72㎡  
建築面積 : 3,136.50㎡  
延床面積 : 11,805.27㎡  
建物高さ : 24.98m
5. 変更概要 施工段階での精査および諸官庁との協議により、アスベスト除却内容の変更、建設発生土の搬出先の変更、下水取付管の改修範囲の変更、地中障害物の撤去等について、設計内容を変更する。  
**〈変更金額〉**  
〔 当 初 〕 60億4,560万円(令和4年7月7日契約)  
〔第1回変更〕 61億7,384万9千円(令和5年5月2日専決)  
〔第2回変更〕 金額の変更なし(令和5年11月21日変更)  
〔今回変更〕 61億9,840万1千円(令和6年10月17日専決)  
→ 2,455万2千円の増額(約0.40%増)  
当初比で1億5,280万1千円の増額(約2.53%増)
6. 関連別途工事  
浜川中学校校舎改築その他電気設備工事  
浜川中学校校舎改築その他機械設備工事

令和6年 第4回定例会 報告第38号

件名	専決処分の報告について (城南第二小学校改築工事請負契約の変更)		
当初の契約方法	制限付き一般競争入札	変更契約金額	6,271,474,000円 (155,474,000円増)
契約の相手方	東京都千代田区九段北四丁目2番28号 ナカノフード・田中・まつもと建設共同企業体 代表者 株式会社ナカノフード建設 代表取締役社長 飯塚 隆		
支出科目	(年度) 令和5年度 (会計) 一般会計 (款) 教育費 (項) 学校教育費 (目) 学校管理費 (節) 工事請負費 (細節) 工事請負費 (細々節) 普通建設 令和6～10年度債務負担行為		
変更の概要	1. 工期 令和11年3月30日(変更なし) 2. 契約金額 6,116,000,000円→6,271,474,000円(155,474,000円増) 3. 変更内容 別紙概要書のとおり		

# 城南第二小学校改築工事請負契約の変更について

## 概要書

1. 工事件名 城南第二小学校改築工事
2. 工事場所 品川区東品川3-4-5
3. 工期 令和11年3月30日  
(変更なし)
4. 工事内容  
(変更なし) 【新校舎建築工事】  
校舎・屋外倉庫・給食調理室の建設、校庭整備、既存校舎解体工事  
構 造：校舎棟 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造  
倉庫棟 鉄筋コンクリート造  
階 数：校舎棟 地上5階、倉庫棟 地上1階  
敷地面積：6,771.06㎡  
建築面積：2,995.91㎡  
延床面積：9,640.46㎡  
建物高さ：21.35m
5. 変更概要 施工段階での精査による建設発生土の搬出先の変更、地中障害物の撤去、新校舎の杭長の変更および各種仕上等の仕様について、設計内容を変更する。  
〈変更金額〉  
〔当初〕 61億1,600万円(令和5年7月11日契約)  
〔今回変更〕 62億7,147万4千円(令和6年10月18日専決)  
→ 当初比で1億5,547万4千円の増額(約2.54%増)
6. 関連別途工事  
城南第二小学校改築電気設備工事  
城南第二小学校改築機械設備工事